

熊本県公共関与産業廃棄物管理型最終処分場

エコアくまもと 搬入の手引き



平成 27 年 12 月

公益財団法人 熊本県環境整備事業団

はじめに

当事業団は、排出事業者処理責任の原則を踏まえつつ、公共関与による産業廃棄物の長期的、安定的な処理体制を構築することで、本県の優れた自然環境の保全及び県民の生活環境の保全並びに産業の健全な発展に寄与するとともに、安全性を極限まで追求した施設を目指し、産業廃棄物管理型最終処分場を整備しました。

今後は、廃棄物の適正な処理事業を実施していく中で、全国のモデルとなるような安全・安心な施設として管理していきます。

また、排出事業者並びに収集運搬業者の皆さま方には、本「搬入の手引き」を遵守いただき、産業廃棄物の適正処理をするための施設のひとつとして、当施設を積極的にご利用ください。

目次

1. 施設概要	1
2. 受入日時と休業日	2
3. 搬入要件	2
4. 受入廃棄物の種類及び基準	4
5. 埋立判定基準	7
6. 契約・搬入までのながれ	8
7. 搬入方法	12
8. 料金の支払方法	18
9. その他留意事項	19
10. 様式	20

1. 施設概要

名称 : 熊本県公共関与産業廃棄物管理型最終処分場 エコアくまもと
 所在地 : 〒861-0821
 熊本県玉名郡南関町下坂下4771-3
 連絡先 : 電話 0968-53-8500
 FAX 0968-53-8510
 許可番号 : 産業廃棄物処分業 第04331186917号
 特別管理産業廃棄物処分業 第04381186917号

項目	概要
施設規模	埋立容量 : 422,349 m ³ 埋立面積 : 31,121 m ² (総面積 : 115,167.82 m ²)
施設の種類	管理型最終処分場、クローズド・無放流型
埋立構造	準好気性埋立構造
埋立方式	サンドイッチ方式
受入廃棄物	①産業廃棄物 燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動物又は植物に係る固形状不要物（動植物性残さ）、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、コンクリート破片その他これに類する不要物（がれき類）、ばいじん、政令第2条第13号に規定する廃棄物（13号廃棄物） （これらのうち石綿含有産業廃棄物及び自動車等破砕物であるものを含む） 以上 14 品目 ②特別管理産業廃棄物 廃石綿等 以上 1 品目 ③その他 災害等やむを得ない事情による一般廃棄物
浸出水 処理施設	処理量 : 60 m ³ /日 処理方式 : プレート&フレーム型逆浸透膜による直接ろ過方式
その他の施設	管理棟、水処理棟、防災調節池、管理道路、駐車場

※これ以降に出てくる「産業廃棄物」は、「特別管理産業廃棄物」を含みます。ただし、関係法令要綱については、その限りではありません。

2. 受入日時と休業日

(1) 受入日

原則、月曜日～金曜日とする。

ただし、以下に掲げる日は、受入を行わない。

- ① 祝日(振替休日を含む)
- ② 12月29日～1月3日
- ③ その他、事業団が定める日(事業団が定める受入計画による)

(2) 受入時間(計量受付時間)

9時00分～11時45分、13時00分～16時00分

※地元との協定により受入時間内の搬入にご協力をお願いします。

※現場の状況により変更する場合があります。

(3) 受入時間の変更・臨時の受入停止

- ① 強風、大雨、地震等により業務に支障をきたす可能性があるとき
- ② その他、事業団が必要と認めるとき

※①と②による受入状況については、事業団へお問い合わせください。

3. 搬入要件

(1) 熊本県内の工場、事業場等から産業廃棄物を排出する事業者

(2) 熊本県内の工事で発生する産業廃棄物を排出する事業者

(3) 熊本県外で「県外産業廃棄物届出書(熊本県産業廃棄物指導要綱)」を提出し、事前協議を終了した排出事業者

※詳細は、【参考 2】、【参考 3】をご参照ください。

※本件に関するお問い合わせは、熊本県環境生活部循環社会推進課(TEL:096-333-2277)をお願いします。

(4) (1)～(3)の排出事業者の委託を受けて(特別管理)産業廃棄物を収集運搬する事業者
(熊本県の収集運搬業の許可を有する者に限る)

なお、熊本県での産業廃棄物の排出事業者の注意事項は、以下の【参考 1】の資料にまとめられていますので、ご参照ください。

【参考 1】 排出事業者の皆様へ 産業廃棄物の処理と方法「日本一の環境立県くまもとづくり」に向けて(熊本県環境生活部環境局循環社会推進課)

http://www.kumamoto-kankyo.jp/cate_02/101008_02.pdf からダウンロードできます。

【参考 2】 熊本県産業廃棄物 指導要綱 第14条 県外産業廃棄物の搬入に係る協議

県外排出事業者は、県外産業廃棄物を熊本市を除く県の区域内において処分するために搬入しようとするときは、あらかじめ、県外排出事業場又は処分する産業廃棄物の処理の用に供する施設ごとに、県外産業廃棄物搬入事前協議書（別記第2号様式。以下「協議書」という。）を知事に提出し、協議しなければならない。ただし、県内への年度間（4月1日から翌年の3月31日までの1年間）の搬入量が500トン未満の県外排出事業者、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第15条の4の3に基づく広域的処理についての認定を受けた者の当該認定に係る施設で処理する県外排出事業者、廃棄物処理法第20条の2に基づく再生事業者登録を行っている者の当該登録に係る事業の用に供する再生処理施設で処理する県外排出事業者及び熊本県産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 細則第8条第3項に規定する再生利用個別指定業者の当該指定に係る事業の用に供する再生利用施設で処理する県外排出事業者は、この限りでない。

2 前項の協議書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 当該排出事業場の業務概要を記載した書類
- (2) 製造工程図（使用原材料が分かるもの）及び産業廃棄物の排出工程図又はこれらに類する図書等
- (3) 搬入方法及び搬入経路を記載した書類及び搬入経路を記入した地図
- (4) 委託処理の場合は、当該排出事業者と委託を予定している処理業者の委託契約書案
- (5) 産業廃棄物、運搬容器及び運搬車両の写真
- (6) 搬入する産業廃棄物の分析証明書（有害物質等の含有又は溶出試験結果で、事前協議書を提出しようとする日前60日以内に検査を実施したものに限る。）
- (7) 委託処理の場合は、委託を予定している処理業者の許可証等の写し
- (8) 処分を予定している処理業者が作成した産業廃棄物の処分計画書（別記第3号様式）
- (9) 県外産業廃棄物が中間処理されたものである場合は、当該産業廃棄物の性状及び成分を明確にし適正処理を確認した旨を記載した書類（別記第4号様式）
- (10) 県外産業廃棄物が中間処理された特別管理産業廃棄物である場合は、当該中間処理に係る廃棄物の種類、量、処理を受託した排出事業者の氏名、名称及び当該廃棄物に係る製造工程図（使用原材料が分かるもの）並びに産業廃棄物の排出工程図又はこれらに類する図書等

【参考 3】 熊本県産業廃棄物 指導要綱 第15条 協議書の審査等

知事は、前条の規定による協議書の提出があったときは、次項の規定に該当する場合を除き、協議のあった日から起算して20日以内に、1年を超えない有効期間を定めた県外産業廃棄物搬入事前協議終了通知書（別記第5号様式。以下「協議終了通知書」という。）を当該県外排出事業者に交付するものとする。

4. 受入廃棄物の種類及び基準

受入できる産業廃棄物の種類及び基準は下表のとおりです。

なお、必要に応じて受入基準を見直す場合があります。

廃棄物の種類		受入基準
共通		<ul style="list-style-type: none"> ① 原則として、リサイクルが困難なものであること。 また、リサイクルできるものが混入していないこと。 ② 毒劇物またはそれらが付着、封入されたものでないこと。 ③ 爆発性、引火性、発火性、発熱性を有していないこと。また火気・熱気を帯びていないこと。 ④ 有毒ガスが発生しないものであること。 ⑤ 著しい臭気を発しないものであること。 ⑥ 突起又は鋭利な形状をした廃棄物が混入していないこと。 ⑦ 油分を含まないこと。 ⑧ PCBが付着したものが混入していないこと。 ⑨ 水銀が含有されているものが混入していないこと。 ⑩ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令等の諸規定に適合するものであること。 ⑪ 原則として、二種類以上の廃棄物を混合していないこと。 ⑫ 廃棄物が飛散、流出しないようシートで覆うなどして搬入すること。 ⑬ 受入及び埋立にあたって取り扱いが困難なものでないこと。 ⑭ 浸出水処理施設に支障をきたさないと判断されるものであること。
個別基準	燃え殻	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飛散防止措置（水分添加、固型化、梱包等）が講じられていること。 ・ 熱しゃく減量が15%以下であること。
	汚泥	<ul style="list-style-type: none"> ・ 含水率が85%以下であること。 ・ 腐敗等により著しい悪臭が発生しないこと。
	廃プラスチック類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中空の状態でないこと。 ・ 最大径がおおむね15cm以下であること。

廃棄物の種類		受入基準
個別基準	紙くず	—
	木くず	—
	繊維くず	—
	動物又は植物に係る不要物 (動植物性残さ)	<ul style="list-style-type: none"> 腐敗等により著しい悪臭が発生しないこと。 十分に水を切っていること。 衛生害虫が発生しない状態であること。
	ゴムくず	<ul style="list-style-type: none"> 中空の状態でないこと。 最大径がおおむね15cm以下であること。
	金属くず	<ul style="list-style-type: none"> 中空の状態でないこと。 最大径がおおむね30cm以下であること。 粉状でないこと。
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	<ul style="list-style-type: none"> 中空の状態でないこと。 最大径がおおむね30cm以下であること。 石膏ボードまたは石綿含有廃棄物を含まないこと。
	廃石膏ボード	<ul style="list-style-type: none"> 中空の状態でないこと。 最大径がおおむね30cm以下であること。 木片、紙類が除去されていること。
	石綿含有廃棄物 (非飛散性アスベスト)	<ul style="list-style-type: none"> 廃石綿等(特別管理産業廃棄物)を含まないこと。 関係法令や『石綿含有廃棄物等処理マニュアル(環境省)』に基づき飛散防止措置が講じられていること。
	鋤さい	<ul style="list-style-type: none"> 最大径がおおむね30cm以下であること。 飛散防止措置が講じられていること。
	コンクリート破片その他これに類する不要物 (がれき類)	<ul style="list-style-type: none"> 中空の状態でないこと。 最大径がおおむね30cm以下であること。 石綿含有廃棄物を含まないこと。
	石綿含有廃棄物 (非飛散性アスベスト)	<ul style="list-style-type: none"> 廃石綿等(特別管理産業廃棄物)を含まないこと。 関係法令や『石綿含有廃棄物等処理マニュアル(環境省)』に基づき飛散防止措置が講じられていること。

廃棄物の種類		受入基準
個別基準	ばいじん	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飛散防止措置（水分添加、固型化、梱包等）が講じられていること。 ・ 熱しゃく減量が15%以下であること。
	産業廃棄物を処分するために処理したもの （政令13号廃棄物）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最大径がおおむね30cm以下であること。 ・ 含水率が85%以下であること。
	廃石綿等 （特別管理産業廃棄物）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係法令や『石綿含有廃棄物等処理マニュアル（環境省）』に基づき飛散防止措置が講じられていること。
	災害廃棄物等*	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受け入れについて事業団が県、南関町及び和水町と協議済みのものであること。

※災害廃棄物の受入については、今後、一般廃棄物に関する許可を取得予定です。

5. 埋立判定基準

当処分場に搬入する産業廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん、13号廃棄物、自動車等破砕物については、次表に示す分析項目の結果を提出してください。

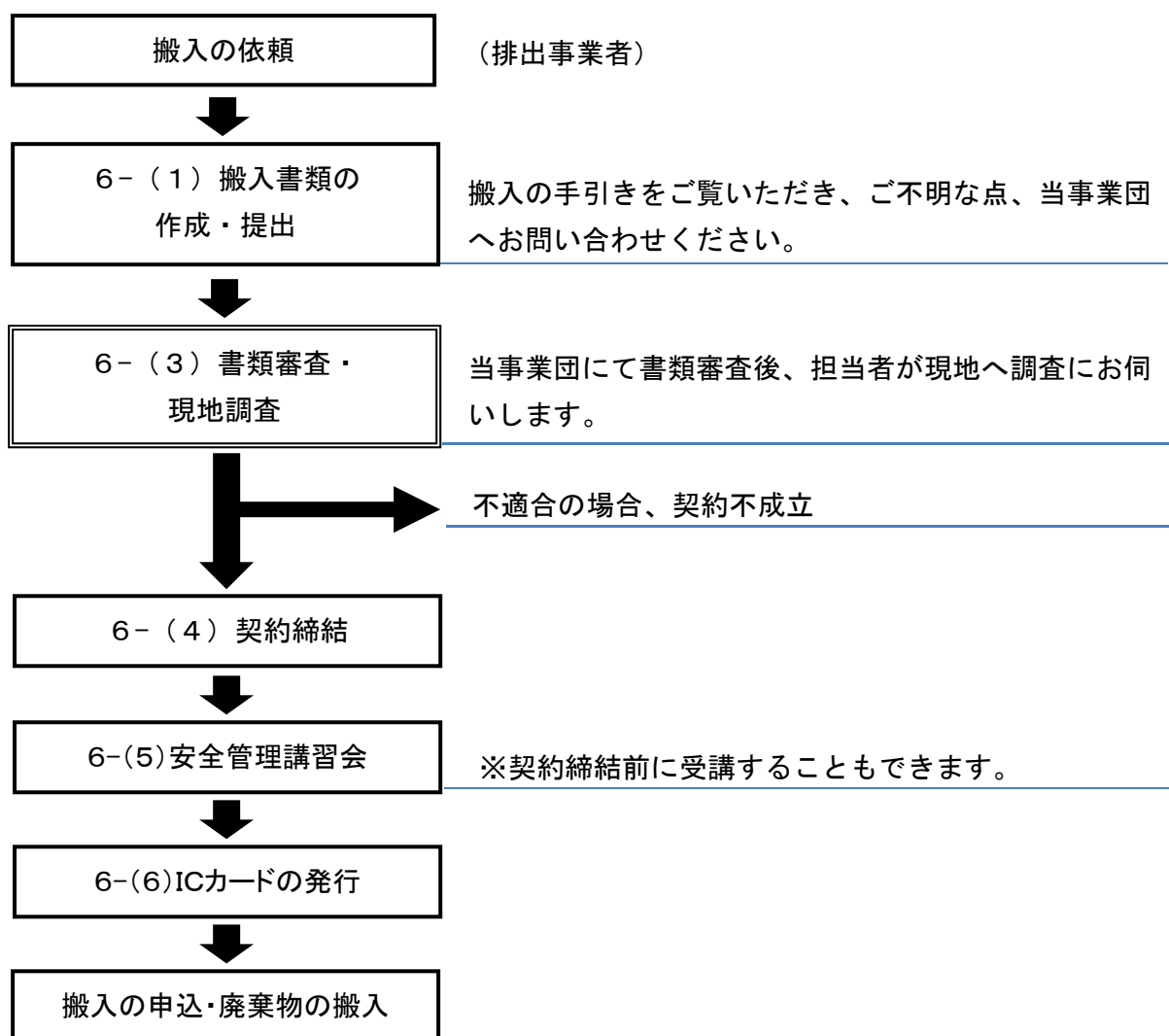
なお、前述以外についても必要に応じて分析結果の提出を求める場合があります。

No	分析項目	判定基準値	燃え殻	汚泥	鉍さい	ばいじん	13号廃棄物	自動車等破砕物
1	アルキル水銀化合物	不検出	●	●	●	●	●	★
2	水銀又はその化合物	0.005 mg/L以下	●	●	●	●	●	★
3	カドミウム又はその化合物	0.09 mg/L以下	●	●	●	●	●	★
4	鉛又はその化合物	0.3 mg/L以下	●	●	●	●	●	★
5	有機リン化合物	1.0 mg/L以下	—	●	—	—	●	★
6	六価クロム化合物	1.5 mg/L以下	●	●	●	●	●	★
7	ヒ素又はその化合物	0.3 mg/L以下	●	●	●	●	●	★
8	シアン化合物	1.0 mg/L以下	—	●	—	—	●	★
9	P C B	0.003 mg/L以下	—	●	—	—	●	★
10	トリクロロエチレン	0.1 mg/L以下	—	●	—	—	●	★
11	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L以下	—	●	—	—	●	★
12	ジクロロメタン	0.2 mg/L以下	—	●	—	—	●	★
13	四塩化炭素	0.02 mg/L以下	—	●	—	—	●	★
14	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L以下	—	●	—	—	●	★
15	1,1-ジクロロエチレン	1.0 mg/L以下	—	●	—	—	●	★
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L以下	—	●	—	—	●	★
17	1,1,1-トリクロロエタン	3.0 mg/L以下	—	●	—	—	●	★
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L以下	—	●	—	—	●	★
19	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L以下	—	●	—	—	●	★
20	チウラム	0.06 mg/L以下	—	●	—	—	●	★
21	シマジン	0.03 mg/L以下	—	●	—	—	●	★
22	チオベンカルブ	0.2 mg/L以下	—	●	—	—	●	★
23	ベンゼン	0.1 mg/L以下	—	●	—	—	●	★
24	セレン又はその化合物	0.3 mg/L以下	●	●	●	●	●	★
25	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L以下	●	●	—	●	●	★
26	ダイオキシン類	3 ng-TEQ/g	●	●	●	●	●	★
27	含水率	85%以下	—	●	—	—	●	—
28	熱しゃく減量	15%以下	●	★	—	●	★	—
29	カルシウムイオン	—	★	★	★	★	★	★
30	塩化物イオン	—	★	★	★	★	★	★

【備考】

1. 表の「●＝法令項目」、「★＝自主基準項目」です。
2. 溶出試験の検定方法は、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法(昭和48年2月17日環境庁告示第13号)」によること。
3. 熱しゃく減量の検査方法は、「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について(昭和52年11月4日環整95号)」によること。
4. ダイオキシン類の測定方法は、「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第2条第2項第1号の規定に基づき環境大臣が定める方法(平成16年12月27日環境省告示第80号)」によること。
5. 溶出試験等の試料採取は、濃度計量証明事業者が行うこと。費用は、申請者の負担とする。
6. 分析結果表を提出する場合は、下記の項目を明記すること。
 - ①試料採取日、分析年月日
 - ②試料採取者
 - ③試料液の作成方法、分析方法
7. 「自動車等破砕物」には、シュレッダーダストとギロチンダストが該当します。

6. 契約・搬入までのながれ



(1) 提出書類の作成・提出

産業廃棄物の処分の委託を希望される事業者は、産業廃棄物の排出事業場ごとに関係書類を提出してください。

なお、申請書類の様式は、当事業団のホームページ(<http://www.kksj.jp/index.html>)からダウンロードできます。

< 県内の排出事業者 >

- ① 産業廃棄物処分委託申込書【様式 1】
- ② 会社概要が分かるもの(パンフレット等)
- ③ 産業廃棄物の発生フロー図
- ④ 廃棄物データシート(WDS)【様式 2】

※提出時、両面印刷をお願いします。

※本データシートは、委託廃棄物1種類ごとに作成し、可能な限り詳細な情報を記載してください。

- ⑤ 排出する産業廃棄物の写真【様式 3】

※カラー印刷をお願いします。

※委託廃棄物1種類につき、1枚の提出をお願いします。

- ⑥ 溶出試験結果証明書の写し(計量証明書の発行日から6カ月以内のもの)
＜対象となる廃棄物の種類：燃え殻、汚泥、ばいじん、鉞さい、13号廃棄物、
自動車等破砕物＞
- ⑦ 搬入車両の車検証の写し
- ⑧ 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し(※排出事業者自らが搬入する場合は除く。)
- ⑨ 産業廃棄物処理業の許可証の写し(産業廃棄物処理業者のみ)
- ⑩ 収集運搬業者との委託契約書の写し

＜県外の排出事業者＞

- ①～⑩に加え、
- ⑪ 県外産業廃棄物搬入事前協議書の写し
※詳細は、【参考4】をご参照ください。

【参考4】 熊本県産業廃棄物 指導要綱 第16条 県外産業廃棄物の搬入等

県外排出事業者は、協議終了通知書の交付を受けた後でなければ、自ら又は委託して、県外産業廃棄物の搬入を行ってはならない。また、県外産業廃棄物の搬入を処理業者に委託するときには、協議終了通知書の写しを処理業者に交付しなければならない。

2 処理業者は、県外排出事業者から協議終了通知書の写しの交付を受けるとともに、排出事業者と産業廃棄物の処分に係る委託契約を締結したあとでなければ、県外産業廃棄物の搬入を行ってはならない。

(2) 申込時期

搬入予定の1カ月前を目途に申し込み願います。

受付は受入日に限ります。

(3) 書類審査・現地調査

提出していただいた書類を審査し、搬入の可否を判断します。

書類審査後、問題が無い場合、日程調整のうえ、現地調査を行います。

なお、必要に応じて、事業団にて該当する産業廃棄物のサンプリングを行い、埋立判定基準に適合しているかを確認します。

(4) 契約締結

- ① 審査の結果、受入が承認された場合は、産業廃棄物処分委託契約書(2部)を郵送します。

契約書をご確認のうえ、所定の箇所に押印し、事業団へ返送してください。

- ② 審査の結果、受入基準に適さないなどの理由により、搬入を不承認とする場合には、「産業廃棄物搬入不承認通知書」を郵送します。この場合、契約の締結はできません。

- ③ 事前に契約を締結していない産業廃棄物の受入はできません。

※廃棄物処理法では書面による委託契約の締結を義務づけており、違反すると委託基準違反となります。

(5)安全管理講習会

産業廃棄物搬入承認通知書を受領した排出事業者の産業廃棄物を収集運搬する事業者(管理者、車両の運転手)を対象に、搬入に係る講習会を開催します。

「安全管理講習会受講申込書」【様式 4】を記入のうえ、郵送又はFAXで、お申し込みください。

受講された事業者には、修了証を発行します。

安全管理講習会を受講していない事業者は搬入できません。

(6)ICカードの発行

安全管理講習会や事業団が認める他の講習会を受講し、修了証を受領した事業者は、次の書類を提出してください。

なお、IC カードは処分委託契約ごとに、各車両に発行します。(同一車両が、複数枚の IC カードを保有する場合があります。)

① ICカード・搬入車両登録申込書【様式 5】

② 安全管理講習会修了証の写し

書類審査後、ICカードを発行し、郵送します。

ICカードは、第三者に貸与又は譲渡することはできません。

ICカードの再発行を希望される場合(IC カードの紛失、破損等)は、「ICカード再発行申込書」【様式 6】を提出してください。

(7)産業廃棄物の性状の変更

製造工程、産業廃棄物の排出工程等の変更に伴い産業廃棄物の性状が変化した場合は、速やかに発生フロー図とP. 7の「5. 埋立判定基準」に基づく溶出試験結果の写しを提出してください。

変更の内容次第では、現地調査を行う場合があります。

(8)産業廃棄物の品目の追加変更

産業廃棄物の品目の追加変更が生じる場合は、変更契約を行います。新規契約と同様の手続を行ってください。

(9)その他軽微な変更

① 排出事業者等の所在地、名称、代表者、並びに連絡先の変更、料金請求先の変更、契約品目の一部削除が生じた場合、速やかに「産業廃棄物処分委託申込書(変更)」【様式 7】を提出してください。

② 運搬方法及び車両の変更は、搬入日の1週間前までに「産業廃棄物処分委託申込書(変更)」【様式 7】を提出してください。その際、ICカードの発行、又は返却の手続きを行ってください。

(10)契約の更新

契約書の内容に変更がない場合、自動更新します。また、燃え殻、汚泥、ばいじん、鉍さい、13号廃棄物、自動車等破碎物を排出される事業者は、契約を更新する際に溶出試験結果の写し(発行日が6カ月以内のもの)を提出してください。

なお、次のような場合は、自動更新の対象になりません。

- ① 処分料金の変更(廃棄物処理処分単価改定)
- ② 産業廃棄物の処分委託量に大幅な変更がある場合

(11) 契約の解除

契約の解除(契約の更新をしない、契約の必要がなくなった)を希望される場合は、「契約解除通知」【様式 8】を提出してください。

その際は、発行済みのICカードをすべて返却してください。

(12) 搬入の制限・拒否・一時停止等

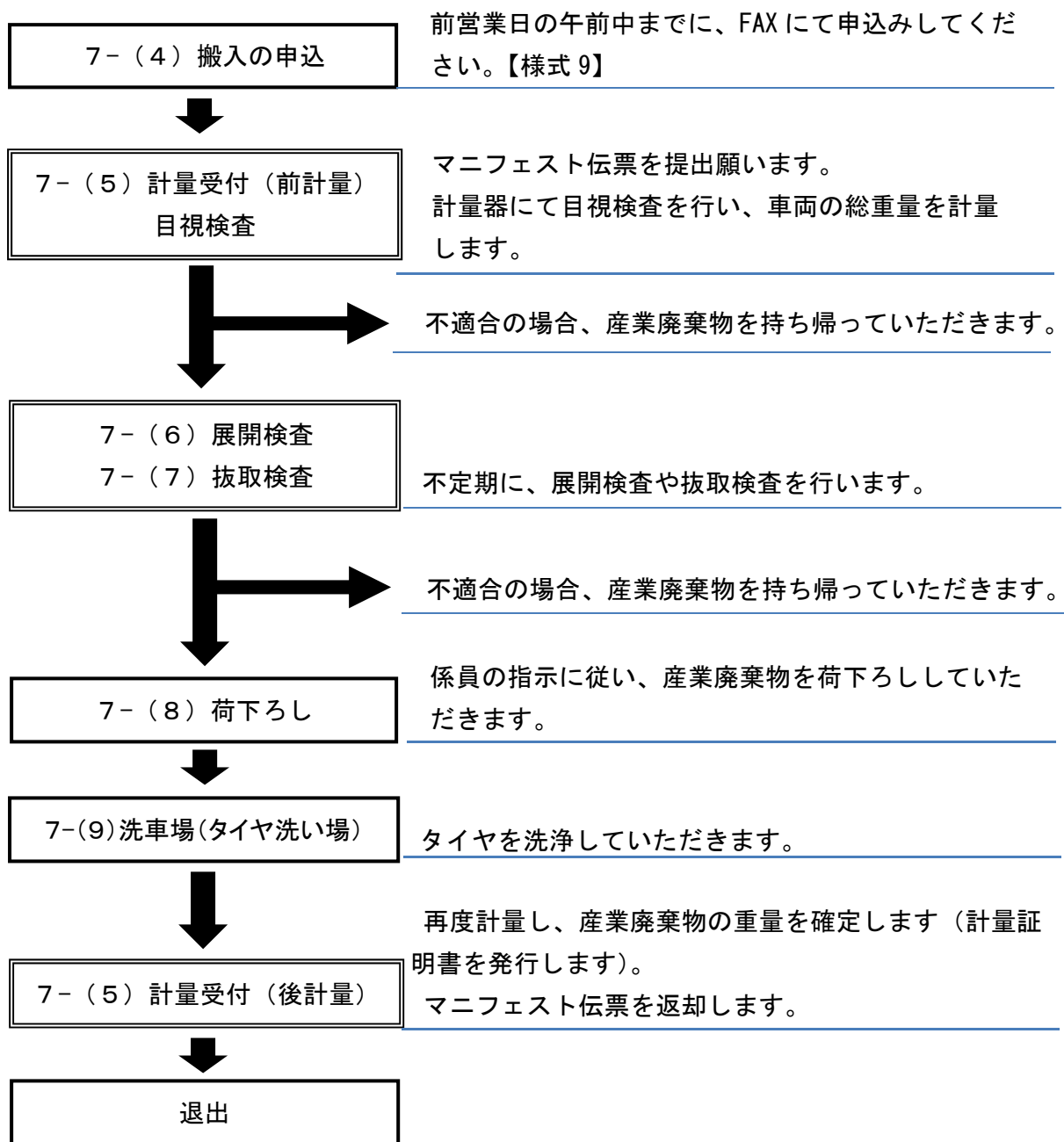
次に掲げる事項に該当する場合は、産業廃棄物の搬入を制限、拒否、又は一時停止等の措置を講じます。

- ① 関係法令に違反したとき
- ② 契約していない産業廃棄物を搬入しようとしたとき
- ③ 当事業団の産業廃棄物受入基準に適合しないとき
- ④ ICカード、産業廃棄物管理票(以下「マニフェスト伝票」と記す。)を持参しないとき
- ⑤ ICカード、マニフェスト伝票を不正使用したとき
- ⑥ 産業廃棄物の運搬及び搬入時に係る当事業団の注意事項に従わないとき
- ⑦ 展開検査、抜取検査で不適合であったとき
- ⑧ 係員の指示に従わないとき
- ⑨ その他、当事業団が埋立処分事業の運営に支障があると認めるとき

(13) 特記事項

浸出水処理施設に負荷のかかる産業廃棄物や埋立作業と維持管理に注意を要する産業廃棄物については、年間受入量を制限させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

7. 搬入方法



(1) 産業廃棄物の運搬及び搬入時の注意

- ① 搬入車両は、道路交通法、道路運送法等を遵守し、地元住民、車両等に留意し安全等について万全を期すとともに、場内においても制限速度等を遵守してください。
- ② 地元との協定により、受入時間が決まっているため、周辺道路の通行時間(特に小中学生の通学時間帯)に、ご配慮ください。
- ③ 特に、県道3号(大牟田植木線)から当施設に向かう道路(町道米田冷水線)は、地元車優先、時速15キロで走行してください。また、同区間は駐停車禁止であり、急ブレーキや急発進、騒音など、周辺の住民へ危害が及ばないように心がけてください。
- ④ 搬入車両は、廃棄物処理法を遵守し、運搬中に廃棄物が飛散、流出又は悪臭を放つことがないようにし、必要に応じて消臭剤の添加を行う等の措置を講じてください。

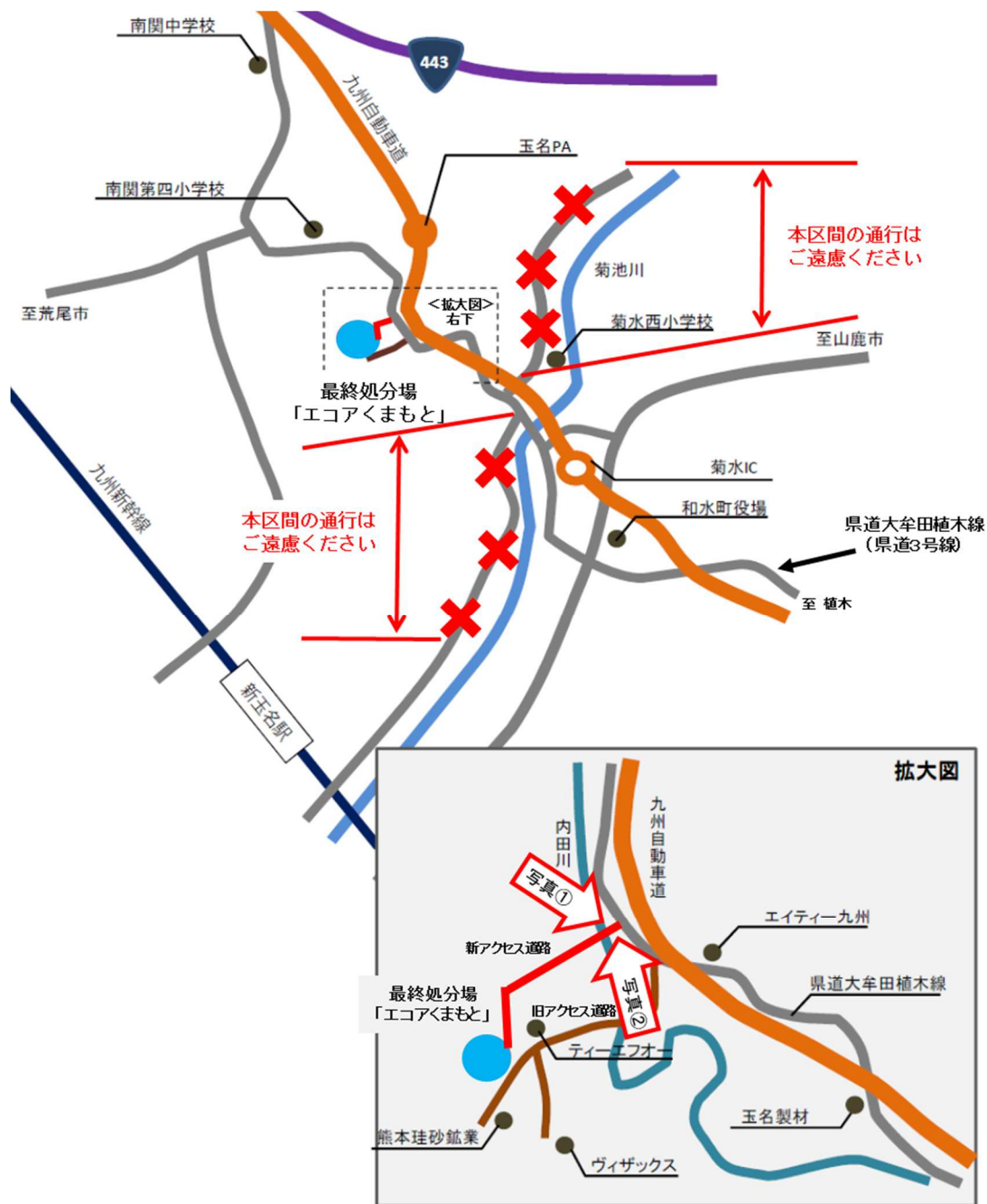
- ⑤ 運搬にあたっては、最大積載量を超えないようにしてください。(過積載の禁止)
- ⑥ 産業廃棄物の搬入にあたっては、混載しないでください。(混載の禁止)
- ⑦ 搬入できる産業廃棄物は、事前に搬入を認められたもので当事業団の受入基準に適合したものに限りません。
- ⑧ 搬入する産業廃棄物の中にビニール袋や空カン、弁当殻等の異物(ゴミ)を混入させないでください。
- ⑨ 覆蓋施設(埋立施設)内では、ヘッドライトを点灯してください。
- ⑩ ドラム缶による搬入は禁止です。
- ⑪ 敷地内は、原則禁煙です。
- ⑫ 敷地内では、係員の指示に従ってください。
- ⑬ 敷地内では、徐行(時速10~20km)を徹底してください。
- ⑭ 覆蓋施設内では、急ブレーキや急発進、急ハンドルを行わないでください。

(2)搬入車両

- ① 搬入車両は、受入基準を遵守(飛散防止措置など)でき、速やかに荷下ろしができる構造(ダンプ式・荷台・備え付けのクレーン搭載など)としてください。
- ② 収集運搬車両、並びに積荷の高さは、3.8m以内に限りません。
- ③ 配備されている計量器は秤量40t、積載面寸法は3m×12mです。計量ができるサイズの車両で搬入してください。
- ④ 搬入車両は、係員が積載した産業廃棄物を確認できる型式のものに限りません。
例1) シート掛けの車両(ダンプ、トラック等)で搬入できます。
例2) 汚泥吸引車又はそれに類する車両、パッカー車、ウイング車での搬入はできません。
- ⑤ 脱着式コンテナ車での産業廃棄物の搬入は、脱着部(フック部、コンテナ底部)が正しく装着されている事を確認してください。
- ⑥ 燃え殻、汚泥、ばいじん、13号廃棄物等を運搬する車両は、原則水密式の車両に限りません。
- ⑦ 廃棄物処理法施行規則第7条の2の2、第8条の5の3に定められている表示をしてください。
※詳細は、環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/recycle/waste/pamph/>を参照
- ⑧ 周辺道路上での待機、駐停車、又はゴミのポイ捨ては行わないでください。
- ⑨ その他、施設の管理運営等に支障があると事業団が判断した車両については、搬入をお断りする場合があります。
- ⑩ 車両の荷台から産業廃棄物が流出、漏水する車両での搬入はお断りするだけでなく、契約を解除することもあります。

(3) 搬入ルート

地元車両優先と配慮を心がけ、以下のルートで搬入してください。



※平成 28 年 12 月 12 日から、県道大牟田植木線から「エコアくまもと」までのアクセス道路が新しくなりました。

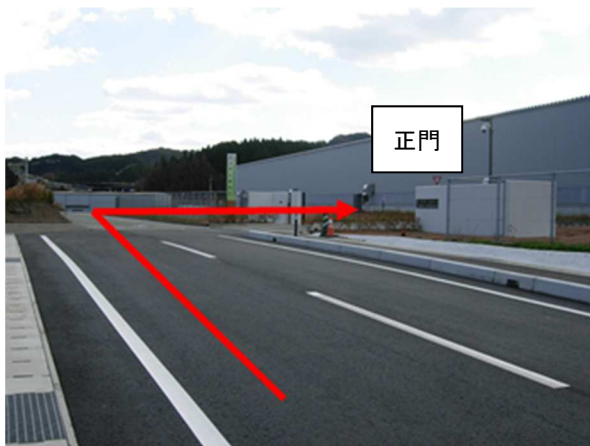




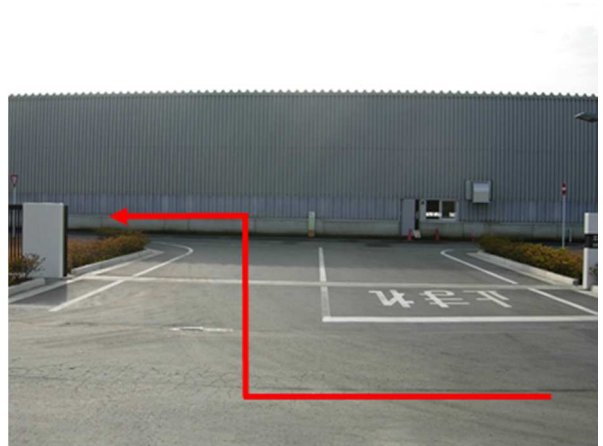
(順路②) 道路沿いに直進します



(順路③) 道路沿いに直進します



(順路④) 正門前で右折します



(順路⑤) 正門通過後左折します



(順路⑥) 道路沿いに直進します



(順路⑦) 一時停止後、計量器に進入します

(4) 搬入の申込み

- ① 搬入を希望される方は、前営業日の午前中までに「搬入予約申込書」【様式 9】を FAX(0968-53-8510)により送信してください。FAX以外の受付はお断りいたします。
営業日の午後と休業日の申込みは、翌営業日の受付となります。

<搬入の申込み 受付の例>

曜日	水		木		金		土	日	月		火		水	木		金		土
	AM	PM	AM	PM	AM	PM			AM	PM	AM	PM		AM	PM	AM	PM	
営業状況							休	休					休					休
申込と搬入	○		■															
		○			■													
					○				■									
							○				■							
								○			■							
											○			■				

※ 休： 休業日 / ○： 申込日 / ■： 搬入日（最短）

- ② 予約の変更、取消しは、原則として搬入予定日の前営業日の午後4時までに、搬入予約変更通知書【様式 10】をFAXにより送信してください。
- ③ 円滑な産業廃棄物の受入を行うために、産業廃棄物の搬入は事前申込制です。申込のない事業者は搬入できません。

(5) 計量受付(前計量／後計量)、目視検査

- ① 前計量の際に、積載物の目視検査を行いますので、係員の指示に従ってください。
※敷地外でのシート等の取りはずしは、禁止します。
- ② 計量器への進入時及び退出時は徐行し、急停車及び急発進、急ハンドルは行わないでください。
- ③ 計量器上では、エンジンを停止してください。(アイドリングストップ)
- ④ IC カードを計量器横の装置の所定の位置にかざしてください。
- ⑤ 【前計量】計量器では、係員の指示に従い、マニフェスト伝票を渡し、目視検査と車両重量の計量を受けてください。なお、電子マニフェストをご利用の排出事業者も、あらかじめ JW-NET から受領確認表を紙に出力して、ご持参ください。
- ⑥ 目視検査が終了し、係員の指示を受けたら埋立地へ移動してください。ただし、埋立地内が混雑している場合は、搬入道路上で待機していただくことがあります。
- ⑦ 目視検査で不適合と判断された場合は、産業廃棄物をお持ち帰りいただきます。
- ⑧ 【後計量】荷下ろしし、タイヤの洗浄後、再度計量を受けてください。計量後、計量票とマニフェスト伝票を受け取り、退出してください。
※搬入時の計量結果と退出時の計量結果の差により、正味の産業廃棄物の搬入重量を確定します。(10kg単位)

(6) 展開検査

- ① 不定期に産業廃棄物の展開検査(異物混入の有無の確認)を実施しますので、係員の指示に従ってください。その際は運転者の立会をお願いします。
- ② 展開検査の結果、不適合と判断した場合は、産業廃棄物を持ち帰っていただきます。

(7) 抜取検査

- ① 搬入された産業廃棄物の中から、不定期で産業廃棄物の性状を確認するために抜取による溶出試験等を実施しますので、サンプリングの際は運転者の立会をお願いします。
- ② 抜取検査を実施した場合には、検査結果が出るまでは産業廃棄物の埋立を行わない(処分場内にて一時保管する)ため、マニフェスト伝票と計量票の返却は後日となります。(郵送の場合もあります。)
- ③ 抜取検査を実施した際には、仮受取票をお渡しします。
- ④ 抜取検査の結果、不適合と判断された産業廃棄物は受け入れること(処分)ができませんので、後日、一時保管している産業廃棄物を持ち帰っていただきます。収集運搬費用は、排出事業者負担でお願いします。
- ⑤ 抜取検査が不適合であった場合、その原因を究明し、改善するまでの間、受入をお断りします。(改善報告書の提出)

(8) 荷下ろし

- ① 埋立地へ移動後、係員の指示に従って、産業廃棄物の荷下ろしをしてください。荷下ろし作業は、原則として運転者に行っていただきますので、迅速に荷下ろしができる車両で搬入してください。
- ② 車両から降りて作業する場合は、ヘルメットを着用してください。

(9) 洗車場(タイヤ洗い場)

- ① 退出の際には、覆蓋施設の出入口にある洗車場で必ずタイヤを洗浄してください。
- ② 洗車場では、車両のエンジンを切り、備え付けの高圧洗浄機で、タイヤを洗浄してください。

8. 料金の支払方法

(1) 処分料金の請求

料金の請求は、原則として月ごとにまとめ、翌月に請求します。(産業廃棄物税も含む)

(2) 料金精算

請求書に記載された支払期限までに、指定する口座に振り込んでください。支払期限までに入金
が確認できないときには、搬入停止、契約の解除などを行う場合があります。

(3) 受入廃棄物の種類及び標準処分単価

当処分場の標準処分単価は以下のとおりです。

なお、単価には消費税と産業廃棄物税は含まれておりません。

産業廃棄物の種類		処分単価	標準比重 ^{※1}
燃え殻		22,000 円 / t	1.14
汚 泥	無機性のもの	20,000 円 / t	1.10
	有機性のもの	30,000 円 / t	
廃プラスチック類		22,000 円 / t	0.35
シュレッダーダスト		23,000 円 / t	
紙くず		22,000 円 / t	0.30
木くず		22,000 円 / t	0.55
繊維くず		22,000 円 / t	0.12
動物又は植物に係る固形状不要物 (動植物性残さ)		22,000 円 / t	1.00
ゴムくず		22,000 円 / t	0.52
金属くず		22,000 円 / t	1.13
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず		15,000 円 / t	1.00
廃石膏ボード		20,000 円 / t	
石綿含有廃棄物 (非飛散性アスベスト)		30,000 円 / t	
鉱さい		20,000 円 / t	1.93
コンクリートの破片その他これに類する不要物 (がれき類)		18,000 円 / t	1.48
石綿含有廃棄物 (非飛散性アスベスト)		(再掲)	
ばいじん		30,000 円 / t	1.26
産業廃棄物を処分するために処理したもの (政令 13号廃棄物)		25,000 円 / t	1.00
廃石綿等		110,000 円 / t	0.30

※1:受入単価は重量当たりの単価のみです。これは、環境省が示している換算係数に基づくものであり、受け入れる廃棄物の比重がこの換算係数と著しく異なる場合は、この受入単価は変動することがあります。

(4)産業廃棄物税

熊本県では、産業廃棄物税を平成17年4月1日から導入しています。これは循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制及び再利用、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用にあてられる目的税です。

税額は、最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量 1トンにつき1,000円(1kgあたり1円)が徴収されます。

熊本県産業廃棄物税条例の規定により、税金の負担は排出事業者とさせていただきます。

※産業廃棄物の収集運搬には課税されません。

※詳細は、熊本県 HP (http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_314.html) をご参照ください。

9. その他留意事項

(1)施設・処分状況確認

廃棄物処理法第12条第7項にある事業者による処理の状況に関する確認を希望する場合は、施設・処分状況確認申込書【様式11】を希望日の2週間前までに提出してください。

施設・処分状況チェックリストの回答や公開情報の確認等が必要な場合は、事前にご連絡ください。

なお、現場確認は、原則受入日の毎週火曜日、水曜日、木曜日です。

(2)報告事項

法令等違反による改善命令などの行政指導を受けた場合は、自主的に文書にて報告してください。

(3)電子マニフェストのご利用について

当事業団は、電子マニフェスト(JW-NET)に加入しています。電子マニフェストをご利用される場合は、以下の内容をご確認ください。

- ① 事前に利用開始の加入者番号と公開パスワードをFAXにてお知らせください。
- ② システム中の「数量確定者」は、「処分業」と設定してください。
- ③ 当事業団の加入者番号は「3016060」、公開確認番号は「777355」です。

10. 様式

- 【様式 1】 産業廃棄物処分委託申込書
- 【様式 2】 産業廃棄物データシート(WDS) ※提出時、両面印刷をお願いします。
- 【様式 3】 排出する産業廃棄物の写真
- 【様式 4】 安全管理講習会受講申込書
- 【様式 5】 ICカード・搬入車両登録申込書
- 【様式 6】 ICカード・講習会修了書再発行申込書
- 【様式 7】 産業廃棄物処分委託申込書(変更)
- 【様式 8】 契約解除通知
- 【様式 9】 搬入予約申込書
- 【様式 10】 搬入予約変更通知書
- 【様式 11】 施設・処分状況確認申込書

【様式1】 産業廃棄物処分委託申込書

【様式1】

産業廃棄物処分委託申込書（新規）

平成 年 月 日

公益財団法人熊本県環境整備事業団

理事長 様

申込者（排出事業者）

住 所 〒 -

名 称

代表者名

印

電話番号

※契約番号（事業団使用欄） <

>

産業廃棄物の処分を委託したいので、下記のとおり申し込みます。

排出事業者	事業者名称	(フリガナ)			
	(代表者氏名)	(フリガナ)			
	住所	(フリガナ) 〒 -			
	担当者名	メールアドレス	@		
	電話番号	- -	FAX番号	- -	
	業種				
排出事業場	事業所名称	(フリガナ)			
	※廃棄物が発生する事業所や工事現場の名称				
	住所	(フリガナ) 〒 -			
	電話番号	- -	FAX番号	- -	
	担当者名	部署・役職			
	電話番号	- -	FAX番号	- -	
搬入廃棄物	搬入計画	<input type="checkbox"/> 定期搬入（ 回/週・月） <input type="checkbox"/> 不定期搬入			
	廃棄物管理票の受取者	<input type="checkbox"/> 申込者（排出事業者） <input type="checkbox"/> 申込者（産業廃棄物処理業者） <input type="checkbox"/> 排出事業所 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
	使用する廃棄物管理票	<input type="checkbox"/> 電子紙マニフェスト <input type="checkbox"/> 紙マニフェスト			
	荷姿	<input type="checkbox"/> バラ <input type="checkbox"/> フレコン袋 <input type="checkbox"/> 袋 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
	廃棄物の種類及び搬入予定数量	廃棄物の種類	数量 (t/月)	石綿の有無 ※廃石綿等は、搬入できません。	
		①		<input type="checkbox"/> 石綿含有廃棄物	<input type="checkbox"/> 無
②			<input type="checkbox"/> 石綿含有廃棄物	<input type="checkbox"/> 無	
③			<input type="checkbox"/> 石綿含有廃棄物	<input type="checkbox"/> 無	
④		<input type="checkbox"/> 石綿含有廃棄物	<input type="checkbox"/> 無		
搬入車両	搬入車両番号				
収集運搬	運搬方法	<input type="checkbox"/> 排出事業者（自社）による運搬搬入 <input type="checkbox"/> 委託による運搬搬入 <input type="checkbox"/> 自社・委託の併用 ※運搬を委託する場合は、委託業者について記載してください。			

【収集運搬業者】

収集運搬	収集運搬業者①	名称	
		(代表者名)	
		住所	
		収集運搬業の許可番号	
		許可期限	
	搬入車両番号		
	収集運搬業者②	名称	
		(代表者名)	
		住所	
		収集運搬業の許可番号	
		許可期限	
	搬入車両番号		
	収集運搬業者③	名称	
		(代表者名)	
		住所	
		収集運搬業の許可番号	
許可期限			
搬入車両番号			

【料金の支払い】

処理料金の支払い	支払区分	後納（毎月請求書払い）	
	支払方法	<input type="checkbox"/> 申込者（排出事業者又は産業廃棄物処理業者） <input type="checkbox"/> 排出事業所	
		<input type="checkbox"/> 支払代行者（運搬委託業者） <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	請求先	名称（社名）	
		代表者名	
		住所	〒 -
		担当者・部署・役職名	
		電話番号	
		FAX番号	
	契約	契約の自動更新の有無及び契約期間	<input type="checkbox"/> 自動更新（継続） <input type="checkbox"/> 自動更新なし
提出書類	提出書類の確認	※申込書類一式を提出する前に、再度書類が全て揃っているか確認してください。 <input type="checkbox"/> 廃棄物処理委託申込書（本様式） <input type="checkbox"/> 廃棄物の性状・発生工程の分かる書類 ※廃棄物種類毎に作成 <input type="checkbox"/> 溶出試験結果証明書 ※鉱さい、ばいじん、燃え殻、汚泥、13号廃棄物及び公社が必要と認める廃棄物を搬入する場合。なお、試験項目については事前に相談してください。 <input type="checkbox"/> 廃棄物収集運搬業の許可証の写し ※委託運搬の場合 <input type="checkbox"/> 処理業の写し ※申込者が廃棄物処理業者の場合 <input type="checkbox"/> 搬入車両の自動車検定の写し（必要に応じ車両重量(台費)計量証明書及び写真）	

【様式2】 産業廃棄物データシート(WDS) ※両面印刷をお願いします。

【様式2】

< 表 面 >

管理番号

廃棄物データシート(WDS)

※本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成してください。

作成日: 年 月 日

記入者:

1	排出事業者	名称	所属	
		所在地 〒	担当者	TEL
				FAX
2	廃棄物の種類	<input type="checkbox"/> 燃え殻 <input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> ばいじん <input type="checkbox"/> 鉱さい <input type="checkbox"/> 13号廃棄物 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 廃石綿等		
	3	廃棄物の名称		
4	提出資料	必須	<input type="checkbox"/> 計量証明書(溶出試験) <input type="checkbox"/> 発生工程 <input type="checkbox"/> 写真	
		任意	<input type="checkbox"/> 計量証明書(含有量試験)	
5	廃棄物の組成・成分情報	主成分他	MSDSがある場合、CAS No.	
	(比率が高いと思われる順に記載)			
<input type="checkbox"/> 分析表添付(組成)		・成分名と混合比率を書いてください。ばらつきがある場合は範囲で構いません。 ・商品名ではなく物質名を書いてください。重要と思われる微量物質も記入してください。		
6	特定有害廃棄物	アルキル水銀 ()	トリクロロエレン ()	1,3-ジクロロプロペン ()
	※()には混入有りは○、無しは×、混入の可能性があれば△	水銀又はその化合物 ()	テトラクロロエレン ()	チウラム ()
		カドミウム又はその化合物 ()	ジクロロメタン ()	シマジン ()
		鉛又はその化合物 ()	四塩化炭素 ()	チオベンカルブ ()
		有機燐化合物 ()	1,2-ジクロロエタン ()	ベンゼン ()
		六価クロム化合物 ()	1,1-ジクロロエチレン ()	セレン ()
		砒素又はその化合物 ()	シス-1,2-ジクロロエチレン ()	ダイオキシン類 ()
		シアン化合物 ()	1,1,1-トリクロロエタン ()	1,4-ジオキサン ()
		PCB ()	1,1,2-トリクロロエタン ()	
7	その他含有物質	硫黄 ()	塩素 ()	臭素 ()
	()には混入有りは○、無しは×、混入の可能性があれば△	ヨウ素 ()	フッ素 ()	炭酸 ()
		硝酸 ()	亜鉛 ()	ニッケル ()
		銅 ()	アルミ ()	アンモニア ()
		ホウ素 ()	その他 ()	
<input type="checkbox"/> 分析表添付(組成)				
8	有害特性 (有・無・不明)	<input type="checkbox"/> 爆発性 <input type="checkbox"/> 引火性(°C) <input type="checkbox"/> 可燃性 <input type="checkbox"/> 自然発火性(°C) <input type="checkbox"/> 禁水性 <input type="checkbox"/> 酸化性 <input type="checkbox"/> 有機過酸化物 <input type="checkbox"/> 急性毒性 <input type="checkbox"/> 感染性 <input type="checkbox"/> 腐食性 <input type="checkbox"/> 毒性ガス発生 <input type="checkbox"/> 慢性毒性 <input type="checkbox"/> 生態毒性 <input type="checkbox"/> 重合反応性 <input type="checkbox"/> その他()		
9	廃棄物の物理的性状・化学的性状	形状()	臭い()	色()
		比重()	pH()	
		沸点()	融点()	発熱量()
		粘度()	水分()	
10	品質安定性	経時変化(有・無) 有る場合は具体的に記入		
11	関連法規	危険物(消防法)・特化則(特定化学物質障害予防規則)・有機溶剤・毒劇物・悪臭		
12	荷姿	<input type="checkbox"/> 車両 () <input type="checkbox"/> その他 ()		

<裏面>

13	排出頻度 数量	頻度 (スポット ・ 継続予定) () t ・ m3 ／ 年 ・ 月 ・ 週 ・ 日
14	特別注意事項 (有 ・ 無)	<p>※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載</p> <p><input type="checkbox"/> 避けるべき処理方法、安全のため採用すべき処理方法</p> <p><input type="checkbox"/> 他の廃棄物との混合禁止</p> <p><input type="checkbox"/> 安全対策</p> <p><input type="checkbox"/> 異常時の処置</p> <p><input type="checkbox"/> 廃棄物の性状変化などに起因する環境汚染の可能性</p> <p><input type="checkbox"/> 環境中に放出された後の支障発生の可能性(消毒用塩素等との反応により他の物質を生成し、水道取水障害に至る可能性等) 等</p>

その他の情報

・産業廃棄物の発生工程等

廃棄物の組成・成分情報を推定する根拠となる、使用原材料・有害物質・不純物の混入、排出場所がわかる発生工程の説明を書いてください。工程前から含有している成分があれば書いてください。(工程図への記入でも可)

(処分業者においては、不純物混入の可能性や廃棄物成分のブレ幅の推定、分析頻度等の判断材料となります。)

※別紙である場合は、「別紙参照」と記入してください。

排出事業者及び処理業者内容確認欄				
No.	内容確認日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	備考

変更履歴				
No.	変更日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容

【様式 3】 排出する産業廃棄物の写真

【様式3】

排出する産業廃棄物の写真

○会社名： _____

○撮影日： _____

○廃棄物の種類： _____

余 白	
	<特記事項>
※全景	

余 白	
	<特記事項>
※近くで撮影した写真	

※産業廃棄物1種類につき、1枚の提出をお願いします。

(2種類排出される場合は、別々に準備してください。)

※会社名、撮影日、廃棄物の種類の記載、写真2枚の条件を満たせば、別の書式でも構いません。

【様式 4】 安全管理講習会受講申込書

【様式4】

安全管理講習会受講申込書

年 月 日

公益財団法人熊本県環境整備事業団

理事長 様

申込者(廃棄物の排出事業者又は収集運搬業者)

住 所 : 〒 ー

会社名 :

代表者名:

電話番号:

担当者名:

次のとおり講習会の受講を申し込みます。

受講業者	排出事業者名				
	収集運搬業者名 ①				
	収集運搬業者名 ②				
日時	参加希望日時	年	月	日	時の部
受講者 (参加希望者)	氏名 (計 名)	排出事業者名	収集運搬業者①	収集運搬事業者②	

※複数の受講者で、受講日を分割したい場合は、希望日ごとに申込書(本様式)を提出してください。

※希望する受講日が申込多数の場合、別の日に受講をお願いすることがあります。

【様式 5】 ICカード・搬入車両登録申込書

【様式5】

ICカード・搬入車両登録申込書

年 月 日

公益財団法人熊本県環境整備事業団

理事長 様

次のとおり搬入車両の登録を受けたいので申請します。

排出事業者名				
住 所	〒			
連絡先	電話		FAX	

収集運搬業者名				
収集運搬業の許可	許可番号:		号	
	許可期限: 平成		年	月 日まで
No.	車両番号	廃棄物の種類	車両重量	最大積載量
1			kg	kg
2			kg	kg
3			kg	kg
4			kg	kg
5			kg	kg
6			kg	kg
7			kg	kg
8			kg	kg
9			kg	kg
10			kg	kg

※添付書類

・搬入に使用する車両の車検証の写し

【様式 6】 ICカード再発行申込書

【様式6】

ICカード・講習会修了書 再発行申込書

年 月 日

公益財団法人熊本県環境整備事業団
理事長 様

住所：〒

契約事業者名： ㊞

貴事業団と平成 年 月 日に発行した
ICカード ・ 講習会修了証 の再発行を依頼します。

○ICカード再発行の場合

再発行を必要とする車両番号	
---------------	--

○講習会修了証の再発行の場合

再発行を必要とする方の氏名	
---------------	--

○再発行の理由

再発行の理由	

○今後の対応策

対応策	

【様式 7】 産業廃棄物処分委託申込書(変更)

【様式7】

産業廃棄物処分委託申込書(変更)

公益財団法人熊本県環境整備事業団

理事長

様

申込者(排出事業者)

住 所 〒 -

名 称 :

代表者名 :

印

電話番号 :

契約番号 :

平成 年 月 日付けで申し込んだ産業廃棄物処分委託申込書の内容を下記のとおり変更して申し込みます。

変更の内容	
変更前	変更後

※変更のあった項目のみ箇条書きで記載してください。また、変更に係る書類がある場合は写しをご提出ください。

【様式 8】 契約解除通知

【様式8】

契 約 解 除 通 知

年 月 日

公益財団法人熊本県環境整備事業団
理事長 様

住所：〒

契約事業者名： ㊞

貴事業団と 平成 年 月 日に締結した下記の排出事業場に係る
廃棄物埋立処分契約を、同契約第●●条第●項の規定に基づき解除します。

排出事業場	所在地	
	フリガナ	
	排 出 事業場名	
契約解除年月日		平成 年 月 日

【様式9】

(FAX: 0968-53-8510)

搬入予約申込書

年 月 日

公益財団法人 熊本県環境整備事業団 御中

<申込者>

会社名 : _____

担当者名 : _____

電話番号 : _____

次のとおり、産業廃棄物の搬入を申し込みます。

31

排出事業者名							
搬入日時	収集運搬業者	車番	廃棄物の種類	数量	荷姿	マニフェスト	
月 日 () 時頃				約 トン	<input type="checkbox"/> バラ <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 紙マニフェスト <input type="checkbox"/> 電子マニフェスト	
月 日 () 時頃				約 トン	<input type="checkbox"/> バラ <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 紙マニフェスト <input type="checkbox"/> 電子マニフェスト	
月 日 () 時頃				約 トン	<input type="checkbox"/> バラ <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 紙マニフェスト <input type="checkbox"/> 電子マニフェスト	
月 日 () 時頃				約 トン	<input type="checkbox"/> バラ <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 紙マニフェスト <input type="checkbox"/> 電子マニフェスト	
月 日 () 時頃				約 トン	<input type="checkbox"/> バラ <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 紙マニフェスト <input type="checkbox"/> 電子マニフェスト	

※搬入の申込は、搬入を希望する前営業日の午前中までにFAXしてください。

備考

【様式9】 搬入予約申込書

【様式 10】 搬入予約変更通知書

【様式10】

(FAX: 0968 -53-8510)

搬入予約変更通知書

公益財団法人熊本県環境整備事業団 御中

<申込者>

会社名 : _____

担当者名 : _____

電話番号 : _____

平成 年 月 日 付で申し込んだ搬入の予約の内容を下記のとおり変更して申し込みます

変更の内容	
排出事業者名	
変更前	変更後
①搬入予約あり	→ 予約の取り消し・変更
②搬入予約日 (/)	→ (/)
搬入時間 (: 頃)	→ (: 頃)
③収集運搬業者・車番 (社名:) (車番:)	→ (社名:) (車番:)
④廃棄物の種類	→
⑤その他	→

※変更のあった項目のみ簡条書きで記載してください。また、変更に係る書類がある場合は写しをご提出ください。

【様式 11】 施設・処分状況確認申込書

【様式11】

(FAX: 0968 -53-8510)

施設・処分状況確認申込書

年 月 日

公益財団法人 熊本県環境整備事業団 御中

<申込者> 会社名: _____
 所在地: _____
 電話番号: _____
 担当者: _____

以下のとおり、施設・処分状況確認を申し込みます。

確認日	年 月 日 ()		
確認時間	時 分 ~ 時 分 頃まで		
予定人数	計 _____ 名		
	会社名	部署/役職	氏名
来場方法	<input type="checkbox"/> 乗用車()台 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	<input type="checkbox"/> 現場確認(埋立地と水処理施設を見学ブースからご覧いただきます。) <input type="checkbox"/> 現場確認票(チェックシート)の回答 *注1 <input type="checkbox"/> 閲覧を希望する情報 { <input type="checkbox"/> 維持管理記録簿 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> その他 ()		

*注1: 現場確認票(チェックシート)がある場合は、事前にお送りください。

※当施設では、見学の際は係員の指示に従ってください。

※見学コースは、写真撮影できます。

熊本県公共関与産業廃棄物管理型最終処分場 エコアくまもと
搬入の手引き

発行・編集 公益財団法人 熊本県環境整備事業団

Ver.1.3 平成 28 年 12 月 26 日発行
